

平成31年4月1日発行

町営温水プール ビーバー 4月28日(日) オープン

営業案内 開設期間：4月28日(日)～10月31日(木)

休館日：火曜日(7月、8月は無休)

◇4月30日(火)はゴールデンウィーク期間のため開館します

開館時間：午前10時～午後9時(遊泳は午後8時50分まで)

日曜/祝祭日は午後6時(遊泳は午後5時50分まで)閉館となります。

使用制限：中学生以下のみでの個人使用は午後6時までです。

水泳大会等での全館使用の際は、個人利用が制限される場合があります。

幼児の入館は、保護者の同伴が必要です。保護者1名につき幼児3名までの安全基準を設けております。

プール開き



使用料金 一回券・回数券・シーズン券があります。金額等詳しくは、ビーバーにお問い合わせください。

■シーズン券(全期間券と4月28日から有効の3カ月券)・回数券は4月18日(木)から購入

■できます。平日の午前9時から午後5時までにご来館ください。

**～町民大学講座について～**

町民大学ビーバー講座は、新聞折込チラシと広報折込冊子「すくすく」(4月中旬発行)で詳しくご案内します。

～短期講座について～

短期講座は、5月8日(水)～5月10日(金)に開講します。新聞折込チラシと本紙5/1号でもご案内します。

お問い合わせやお申し込みはビーバーで受けております。

4月26日(金)までは平日の午前9時から午後5時までに、4月28日(日)以降は営業時間中にお電話またはご来館願います。

町営温水プール ビーバー <住所>新得町5条南2丁目64番地
<電話>69-5161

(社会教育課社会体育係 64-0532)

新得運動公園パークゴルフコース・屈足公園パークゴルフコース**4月14日(日)オープン予定**

どなたでも無料で利用できますが、大会等で団体が利用する際は、ご協力をお願いします。

また、利用する際は、スタート位置付近に利用者台帳が備え付けてありますので、利用状況の把握のため氏名、人数等の記入にご協力をお願いします。用具をお持ちでない方は、町民体育館および屈足総合会館において、無料で用具の貸し出しを行っていますので、ぜひご利用ください。

町営球場・多目的運動広場(陸上・ソフトボール)・**テニスコート・焼き肉ハウス 4月28日(日)オープン予定**

利用する場合は、町民体育館(64-6154)にお申し込みください。

○町営球場利用料金表 (単位:円)

利用料金	区分	1時間
	小中学生	500
	高校生以上	700

※町内の社会教育団体及び学校については減免されます。

**※天候の状況によっては、オープンが延期になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

(社会教育課社会体育係 64-0532)

平成31年4月1日発行

～貸し出します～ 広報ビデオ

町では、3年ごとに「まちの様子や町が取り組んでいる施策」などを記録した広報ビデオを制作しています。

平成27～29年度に撮影し、平成30年3月に完成した広報ビデオ(DVD、ブルーレイディスク)の貸し出しも行っています。

※内容は24分程度です。

イベントなどに参加された方々の様子も記録されていますので、ぜひご覧ください。

★貸し出し場所

町図書館、役場地域戦略室・屈足支所

☆ 町内会や各種団体の役員会や集会などにご利用いかがですか。個人でも構いません。



(地域戦略室広報広聴係 64-0521)

屈足レイクサイドパークゴルフ場 4月28日(日)オープン予定



※11月4日(月)まで

- どなたでも無料で利用することができます。
- トイレ・管理棟などは午前8時30分～午後5時までのご利用になります。
- 受付管理人はいません。そのため用具のレンタルもありませんので、ご利用の際には用具の持参をお願いいたします。
- 利用台帳を備え付けていますので、利用された方は、ご記入をお願いいたします。

※ コースの状況によっては、オープンが延期になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先
(社会教育課社会体育係 64-0532)

固定資産課税台帳を縦覧できます

平成31年度の土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿には、本年1月1日現在における土地・家屋の所在地番・面積・評価額などが登録されています。

○縦覧できる方

新得町内に土地・家屋を所有している方

- ・所有者が個人の場合
固定資産税の納税者、納税者の同居親族、納税管理人
- ・所有者が法人の場合
固定資産を管理する職にある者、または管理担当者、納税管理人

※上記以外の方が縦覧する場合、所有者の委任状が必要となります。

※縦覧できる方かどうかを確認するため、運転免許証等ご本人の確認ができるものを提示いただきますので、ご協力をお願いします。

○縦覧の期間

平成31年 4月 1日(月) から
平成31年 5月27日(月) まで
※午前8時30分から午後5時15分まで
※役場閉庁日を除く

○縦覧場所

役場税務出納課・役場屈足支所



(税務出納課課税係 64-0526)

平成31年度 軽自動車税(種別割)のお知らせ

平成31年10月1日から現行の軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変更されます。

名称が変更されても、税額については変更はありません。

なお、平成31年度の納税通知書は連休明けの5月上旬に発送します。

平成31年度は、平成18年3月以前の初度検査年月の車が対象

○四輪車

自動車検査証の「初度検査年月」から経過した年数により税額が変わります。

車種区分		初度検査年月が 平成27年4月以降	初度検査年月が平成27年3月以前で	
			13年を経過しない	13年を経過した
乗 用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
貨物用	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	営業用	3,800円	3,000円	4,500円

「税率の軽減について」

下記の要件を満たす車両については、税率が軽減されます。適用は該当車両につき1回限りです。

※自動車検査証の「初度検査年月」が「平成30年4月から平成31年3月まで」で、下表の条件を満たすものが対象です。

自動車検査証の用途	おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
乗 用	電気自動車 または 天然ガス車 ^{※1}	平成32年度燃費基準 +30%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車 ^{※2}	平成32年度燃費基準 +10%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車
貨 物	電気自動車 または 天然ガス車	平成27年度燃費基準 +35%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車	平成27年度燃費基準 +15%達成車 かつ ★★★★ 低排出ガス車

※1 天然ガス車：平成30年排出ガス規制に適合または、平成21年排出ガス基準10%低減達成車。

※2 低排出ガス車：平成30年排出ガス基準50%低減達成車または、平成17年排出ガス基準75%達成車。(★★★★)

○原付及び二輪車、小型特殊自動車

原動機付自動車	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
軽二輪車	125cc超～250cc以下	3,600円
小型二輪車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター、コンバインなど)	2,000円
	その他(ホイールローダ、フォークリフトなど)	5,900円

(税務出納課課税係 64-0526)

ヒグマに注意!!!

4月1日(月)～5月31日(金)は平成31年春のヒグマ注意特別期間です。ヒグマとの遭遇に注意しましょう。

<被害に遭わないために>

- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 一人で野山に入らない
- 鈴などで音を出しながら行動する
- 薄暗いときには野山に入らない
- フンや足跡を見たら引き返す
- 食べ物やゴミは必ず持ち帰る



昨年のクマ目撃情報

- ・畜産試験場付近、
- ・トムラウシ地区 ほか

(産業課林務係 64-0525)

山火事注意!!!

4月～6月は空気が乾燥し、強風が吹くので山火事が最も起こりやすい時期です。



～山火事注意期間～

- 危険期間 4月 1日 ～ 6月30日
- 強調期間 4月10日 ～ 5月20日
- 無煙期間 5月 1日 ～ 5月10日

次の事を守りましょう

- ・魚釣り、山菜採り、登山などで入林する場合は、火の取り扱いに十分注意する!
- ・野山でのたき火はしない!
- ・たばこやマッチの投げ捨てはしない!
(携帯用灰皿を利用する)

平成31年度全道林野火災予防標語

守ろうよ みんなでつなぐ この森を

(産業課林務係 64-0525)

～エゾシカやヒグマなどの有害鳥獣駆除事業～

毎年、雪解けと共にエゾシカなどの野生鳥獣による農林業被害、ヒグマの目撃情報が寄せられます。これら有害鳥獣に対し、町は駆除対策を講じており、銃器やワナなどによる駆除捕獲を実施しています。実施期間など内容について、お知らせしますので、ご協力をお願いいたします。

○有害鳥獣駆除期間(予定)

- ・4月1日～10月下旬
- ・2月1日～3月31日



○駆除対象区域

新得町内一円

駆除は土地所有者の承諾を受けて行います。銃器等による駆除は、市街地や公道、社寺境内、墓地、鳥獣保護区域(一部許可を受けて実施する場合あり)、自然環境保全法による原生自然環境保全地域は除かれます。

○駆除に当たる者

有害鳥獣駆除期間は、銃器やワナを使用できる狩猟免許を取得している者で、町が駆除に従事することを許可した者が実施します。

<ヒグマの駆除>

目撃情報の通報を受け、人身等への被害の恐れがある場合は、町がハンターへ緊急巡回依頼を行います。また、現場付近に捕獲ワナを設置する場合があります。ヒグマの目撃情報がありましたら、下記までご連絡ください。

<エゾシカ・キツネ・ドバト・カラスの駆除>

被害農家等から町又はハンターが駆除依頼を受け、被害内容、被害場所、処理の方法等を確認し、駆除を実施します。

<アライグマの駆除>

特定外来生物防除実施計画に基づき駆除を実施していますので、目撃情報がありましたら下記までご連絡ください。

(産業課林務係 64-0525)

春の火災予防運動

期間 **4月20日(土)から4月30日(火)**

空気が乾燥し強風が続くなど、火災が発生しやすい時期を迎えます。
火災を発生させないために、日頃から家庭、地域、職場等において
火災予防を心がけ、安全で安心して暮らせるまちをつくりましょう。

※期間中は消防署・消防団で町内を巡回します。

平成31年度に実施する危険物取扱者試験について

○書面申請書類は新得消防署または屈足消防署にあります。

○電子申請はインターネットから申し込み可能です。

	試験日	書面申請の受付期間	電子申請の受付期間	試験の種類	試験地
第1回	平成31年 5月19日(日)	4月8日(月)から 4月15日(月)まで	4月5日(金)から 4月12日(金)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	札幌市
第2回	平成31年 6月2日(日)	4月18日(木)から 4月25日(木)まで	4月15日(月)から 4月22日(月)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	帯広市ほか5市
				乙種(全類)・丙種	小樽市ほか6市町
第3回	平成31年 7月28日(日)	6月21日(金)から 6月28日(金)まで	6月18日(火)から 6月25日(火)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	札幌市
				乙種(全類)・丙種	滝川市ほか5市町
第4回	平成31年 9月1日(日)	7月25日(木)から 8月1日(木)まで	7月22日(月)から 7月29日(月)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	帯広市ほか5市
第5回	平成31年 10月6日(日)	8月30日(金)から 9月6日(金)まで	8月27日(火)から 9月3日(火)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	札幌市
				乙種(全類)・丙種	室蘭市ほか6市町
第6回	平成31年 11月10日(日)	10月4日(金)から 10月11日(金)まで	10月1日(火)から 10月8日(火)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	帯広市ほか5市
				乙種(全類)・丙種	小樽市ほか4市町
第7回	平成31年 12月8日(日)	11月1日(金)から 11月11日(月)まで	10月29日(火)から 11月8日(金)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	札幌市
第8回	平成32年 2月2日(日)	12月12日(木)から 12月19日(木)まで	12月9日(月)から 12月16日(月)まで	甲種・乙種(全類)・ 丙種	帯広市ほか5市
第9回	平成32年 3月8日(日)	2月3日(月)から 2月10日(月)まで	1月31日(金)から 2月7日(金)まで	乙種第4類・丙種	札幌市

(新得消防署 TEL 64-5103 * 屈足分遣所 TEL 65-2103)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費について～

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

区 分		自己負担額の合計の基準額
現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
一 般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
	区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

(例) 所得区分「一般」世帯の場合

夫	医療費	30万円
	介護費	5万円
妻	医療費	10万円
	介護費	15万円

合算 → 合計 60万円
内訳：医療費 40万円
介護費 20万円



60万円 - 56万円
= 4万円 が医療
保険と介護保険の比
率に応じて支給。

◆ 申請手続き ※申請期限 4月10日(水)

平成29年度分(平成29年8月1日から平成30年7月31日まで)の期間について支給の対象となる方へは、3月中に申請手続きのご案内をしています。

よって、対象とならない方についてはご案内しておりませんのであらかじめご了承ください。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

新得町役場

町民課国保年金係 電話 64-0528
保健福祉課介護保険係 電話 64-0533